

(未定稿)

インボイス制度に係る 令和5年度税制改正(案)の解説

令和5年2月

財務省主税局税制第二課

① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（案）

「2割特例」

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

「少額特例」

③ 少額な返還インボイスの交付義務免除（案）

④ 登録制度の見直し（案）と手続の柔軟化

① 2割特例

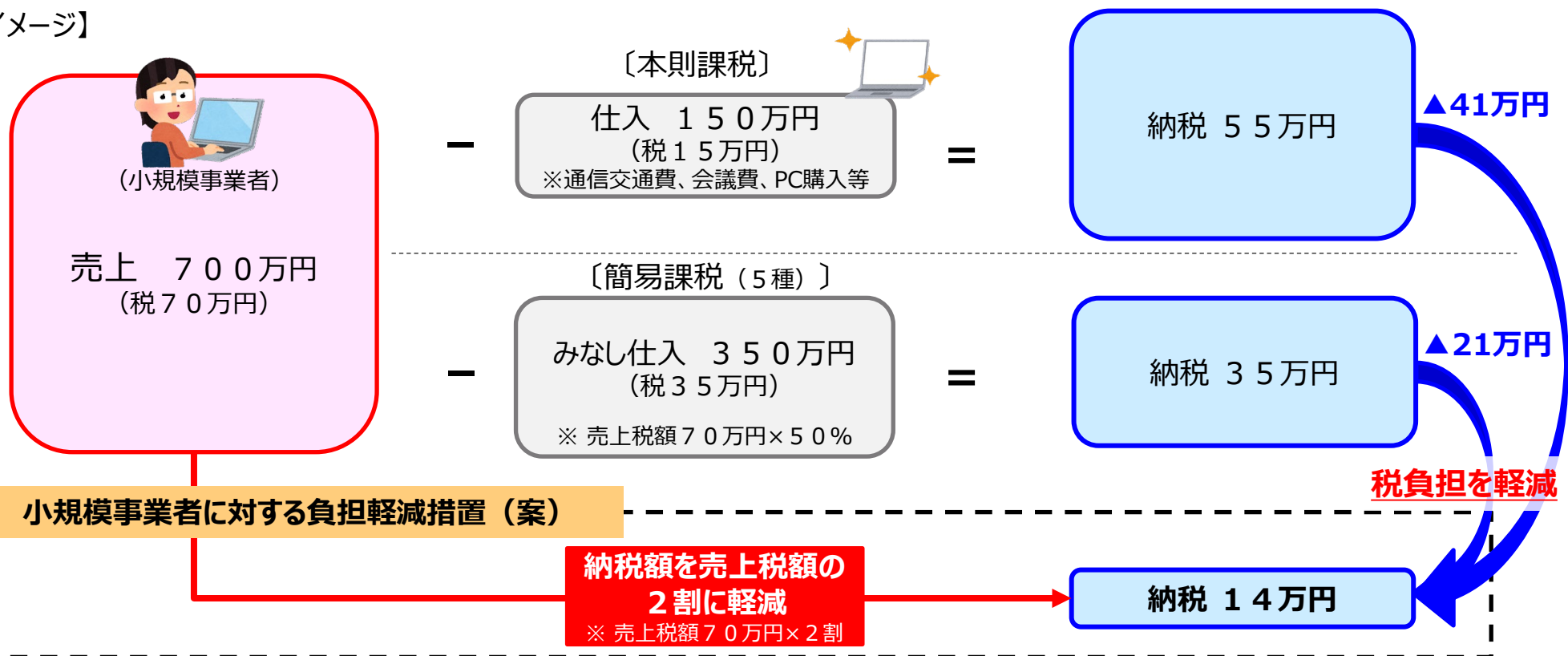
小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

○ 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。**

○ これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

2割特例の適用対象期間

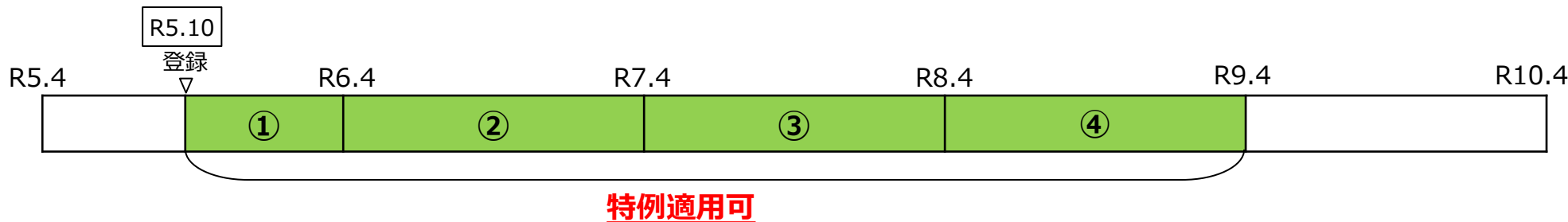
① 個人事業者

- 個人事業者は、**令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告**までの**4回分の申告**において適用が可能。



② 法人（3月決算の場合）

- 3月決算法人は、**令和5年10～翌3月の申告から令和8年度の申告**までの**4回分の申告**において適用が可能。

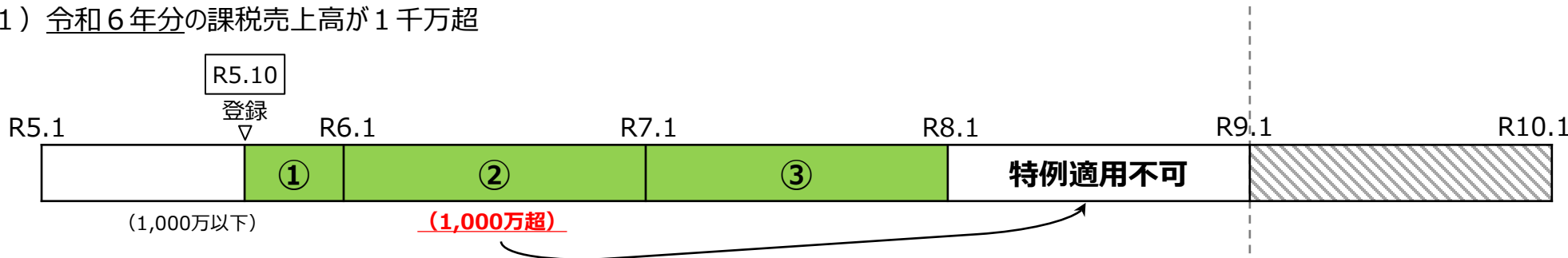


2割特例の適用対象者

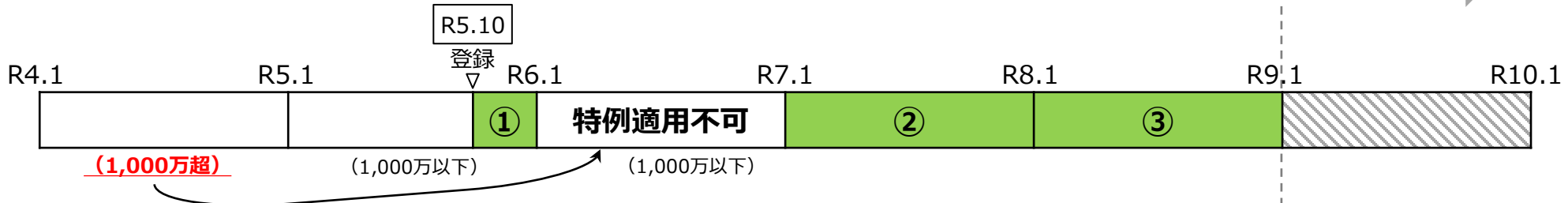
- おおまかに言えば、**インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった者**が2割特例の対象。
 - したがって、**基準期間（2年前）の課税売上高が1千万を超える場合**や資本金1千万以上の新設法人である場合、**調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った場合など、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合**については、2割特例の対象外※。
- ※ その他、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合等についても2割特例の適用対象外となる。

【個人事業者の、基準期間（2年前）の課税売上高が1千万を超える場合】

(例1) 令和6年分の課税売上高が1千万超



(例2) 令和4年分の課税売上高が1千万超



2割特例の計算方法と納税額のイメージ

○ みなし仕入率が80%である場合の「**簡易課税制度**」と同じ計算方法。

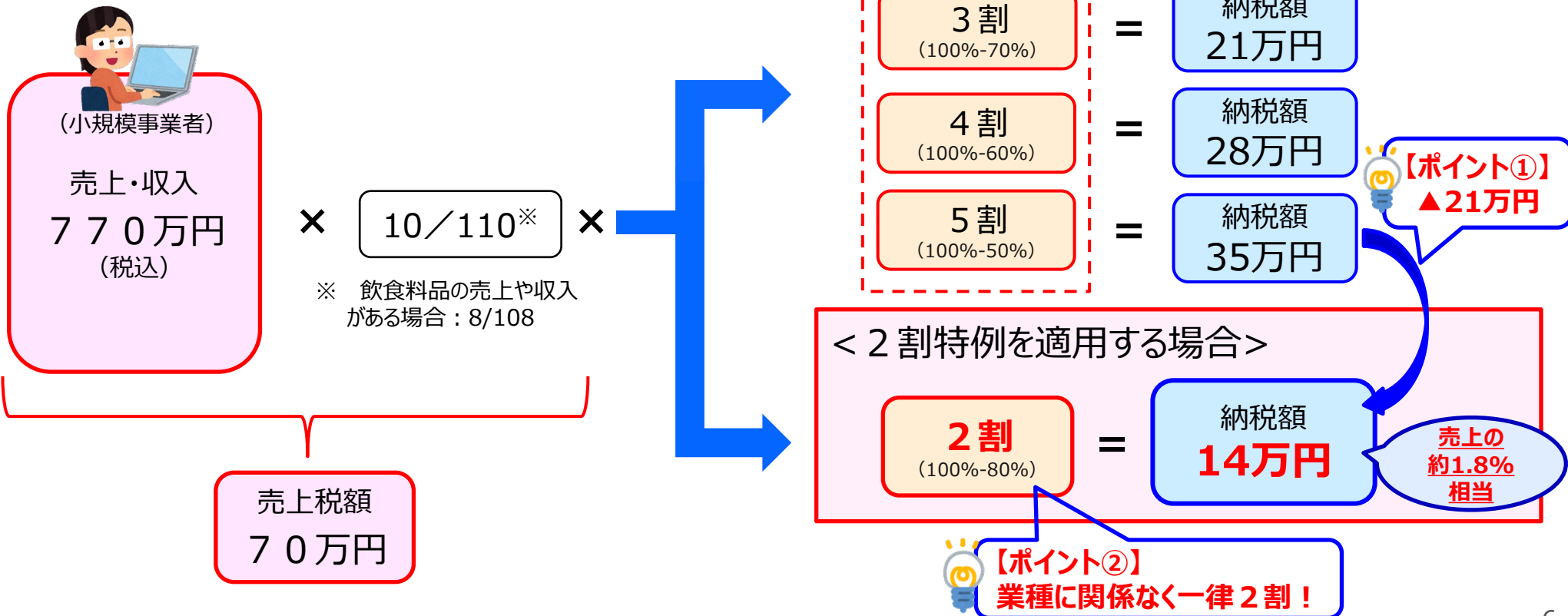
○ 簡易課税による簡便さに加え、

【ポイント①】 **税負担が軽減**される。

【ポイント②】 **業種を把握**※することや、**支払を管理する必要がなくなる**。

※ 2割特例は業種を把握する必要はないが、簡易課税は、業種（1～6種）を判断・把握し区分する必要がある。

【2割特例と簡易課税との比較】



2割特例を使った実際のシミュレーション

いくらになる
のかな？



$$\begin{array}{c} \text{あなたの} \\ \text{売上・収入} \\ \text{（万円）} \end{array} \times \frac{10}{110}^{\ast} \times \text{2割} = \text{納税額} \\ \text{（万円）}$$

※ 飲食料品の売上や収入
がある場合：8/108

**売上の
約1.8%相当**

※ **飲食料品の場合
約1.5%相当**

〔留意点〕

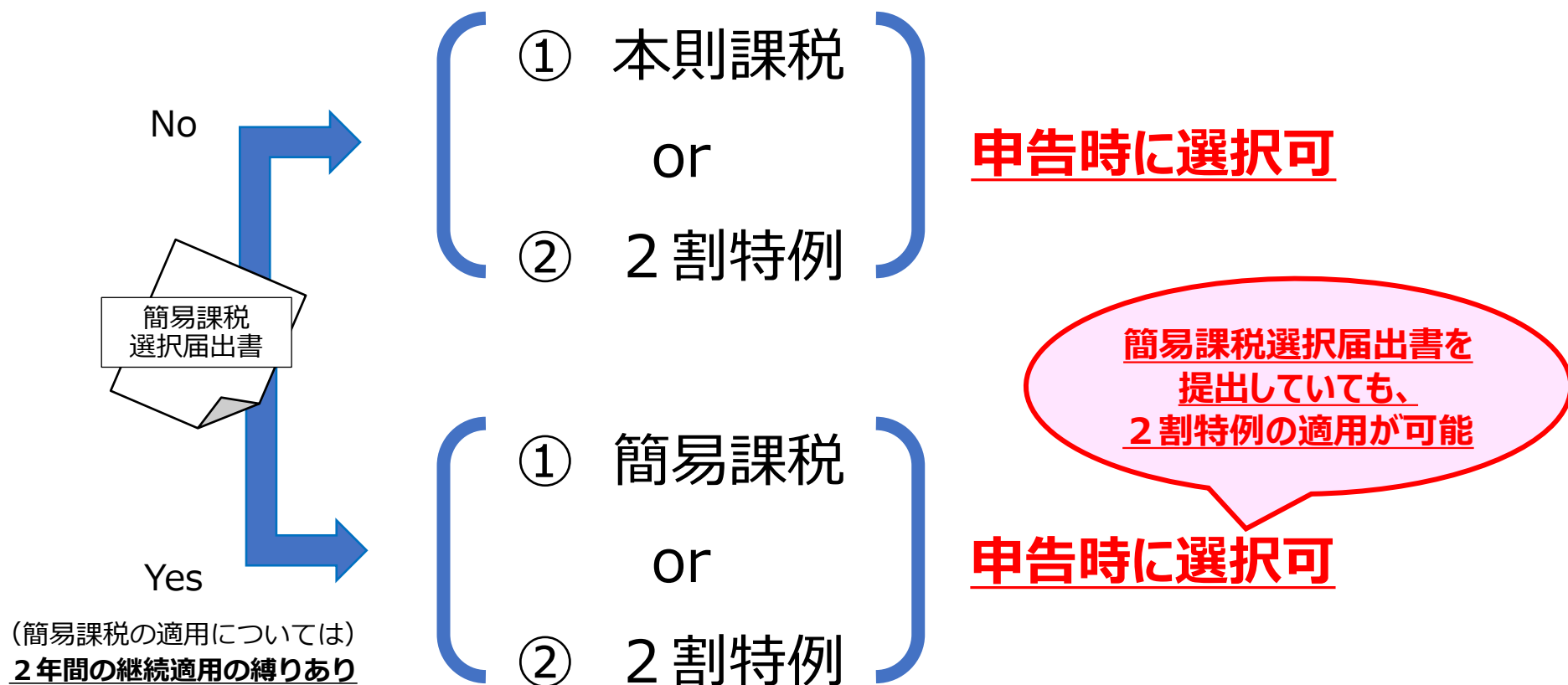
- 請求書や支払いを受ける際に受け取った明細に税率や税額の記載があるものを集計（給与収入を除く必要）
- このほか、事業用の不用品（パソコンなど）の売却収入なども含まれる
- 飲食料品の売上や収入がある場合は、税率ごとに区分する必要



適用に当たっての手續と申告時の選択適用

- 適用に当たっての手續は、**確定申告書に付記**する（チェックを付ける）のみで、**事前の届出が不要**。
- したがって、**申告時に、【本則課税 or 2割特例】**又は**【簡易課税 or 2割特例】**の選択が可能。

【申告時における選択適用のイメージ】

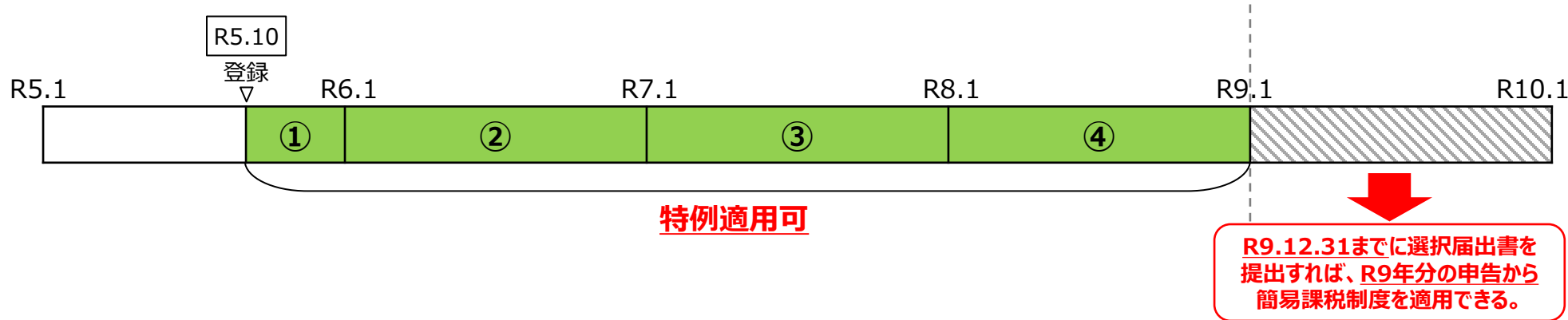


※ ただし、①②の両方を計算する必要はなく、②の方が明らかに有利な場合は①を計算する必要はない。

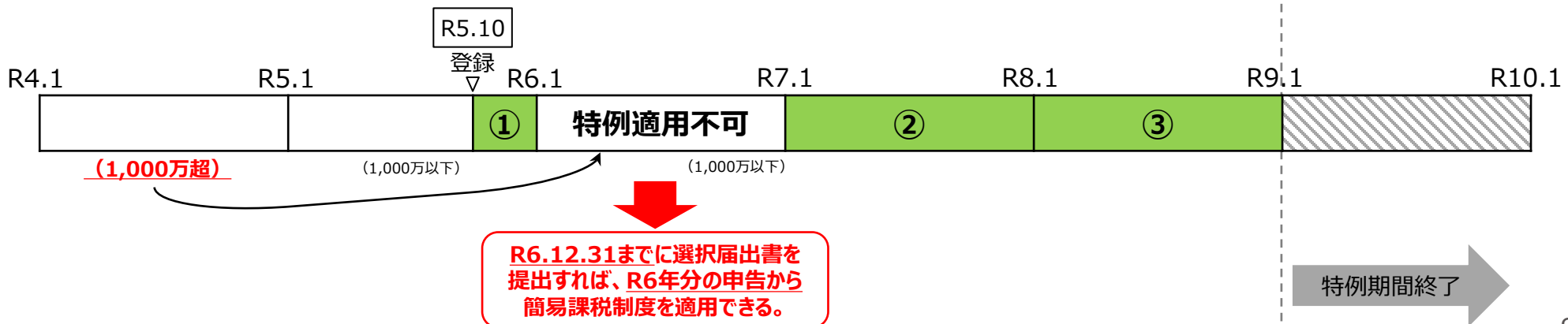
簡易課税制度への移行措置

- 2割特例は、3年間の経過措置として講じられるものだが、その特例期間終了後等においてもスムーズに制度対応できるよう、**簡易課税制度の届出についても特例を設ける**こととされている。
- 具体的には、2割特例の適用を受けた課税期間の**翌課税期間中に、簡易課税制度の選択届出書を提出**したときは、その**提出した日の属する課税期間から**簡易課税制度を適用できることとなる。

【個人事業者が3年間の経過措置期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合】



【個人事業者の、基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合】



2割特例のメリット

業種区分が不要

申告時に選択適用が可能

事前の届出が不要

納税額を簡単に算出でき、価格交渉
する際の金額の程度がより明確になる

売上税額のみから計算が可能

仕入れに係る帳簿やインボイスの
保存・管理が不要

簡易課税のメリット

② 少額特例

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【見直し案】

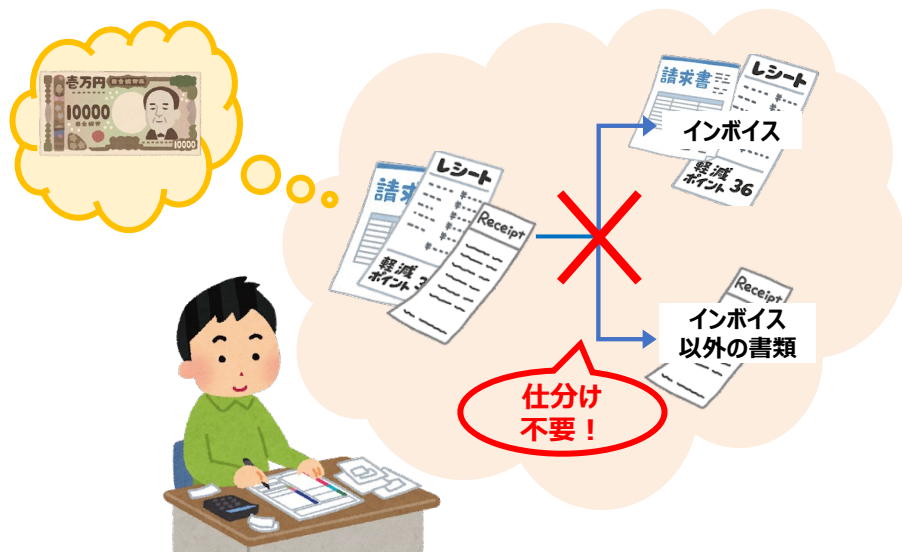
- **基準期間**（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間**、**1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

【対象となる事業者の範囲】

全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計



第二 令和5年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

○ 消費税法基本通達

（支払対価の額の合計額が3万円未満の判定単位）

11-6-2 令第49条第1項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合」に該当するか否かは、一回の取引の課税仕入れに係る税込みの金額が3万円未満かどうかで判定するのであるから、課税仕入れに係る一商品ごとの税込金額等によるものではないことに留意する。

インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答①

問11. 1万円を判定する取引単位を教えてください。例えば、9,000円の商品と8,000円の商品を同時に購入した場合（合計17,000円）、少額特例の対象になりますか。

(答)

少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定することとなります。

ご質問の場合、17,000円の取引となりますので、少額特例の対象とはなりません。

問12. 月額200,000円（稼働日21日）で個人事業者に外注を行っています。稼働日で按分すると1万円未満となりますが、少額特例の対象になりますか。

(答)

少額特例の判定単位は、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定することとなるため、役務の提供である場合には、通常、約した役務の取引金額によることとなります。

ご質問の場合、月単位での取引（200,000円の取引）と考えられますので、少額特例の対象とはなりません。

③ 少額な返還インボイス
の交付義務免除（案）

少額な返還インボイスの交付義務の見直し（案）

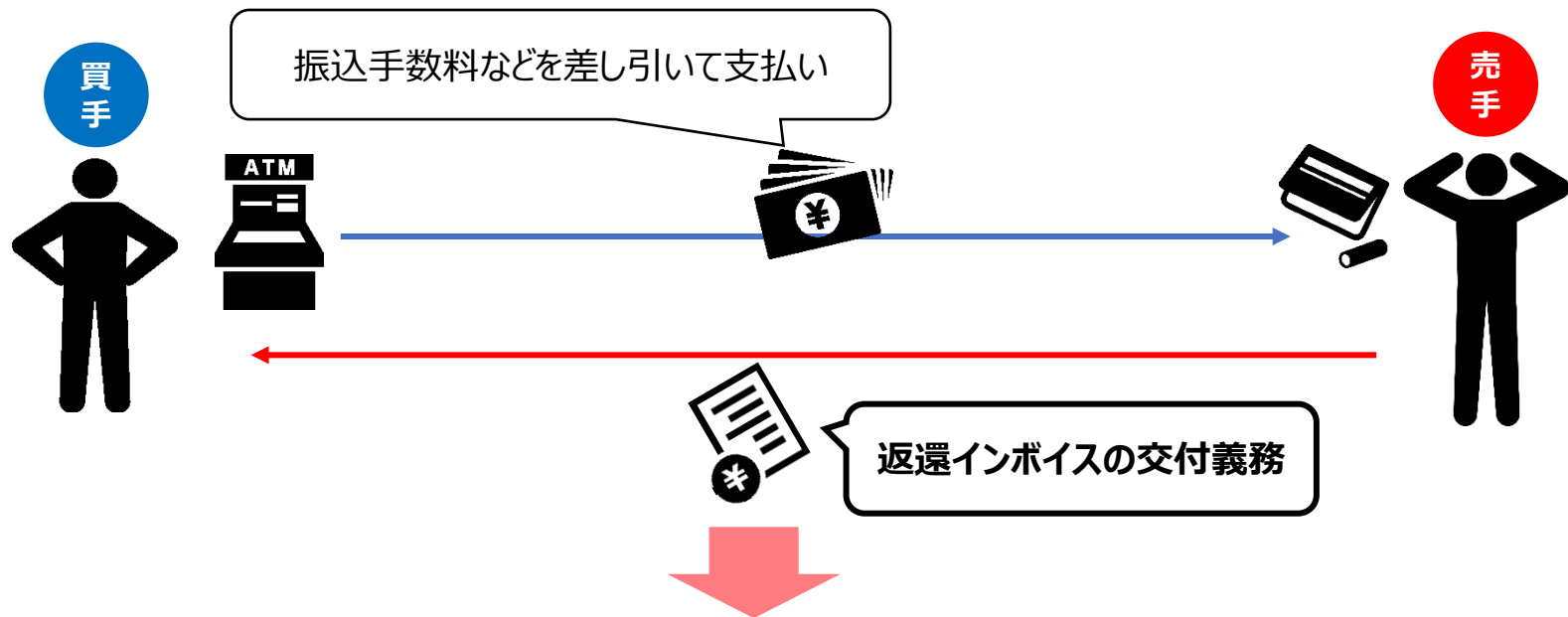
○ インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課される**こととなる。

○ この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。

※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

○ 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



問18. 売り手が負担する振込手数料を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等と取り扱うことはできますか。

(答)

ご質問のとおり取り扱って差し支えありません。なお、消費税法上、売上値引きとして処理する場合には、対価の返還等の元となった適用税率（判然としない場合には合理的に区分）による必要があるほか、帳簿に対価の返還等に係る事項（※）を記載し、保存することが必要となりますので、ご留意ください。

※ ご質問のように、帳簿上、支払手数料として処理していたとしても、当該支払手数料を対価の返還等として取り扱うことが要件設定やコード表、消費税申告の際に作成する帳票等により明らかであれば問題ありません。

～売主負担の振込手数料について～

下請法知っておきたい豆情報 その4（公正取引委員会）より抜粋

Q 下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際に、親事業者が注意すべき点は？

下請法は、第4条1項3号において「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」を**禁止**しています。そして、下請代金の額を「減ずること」の1つの類型として「下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。」があります。したがって、**発注前に書面で合意がない場合に振込手数料を下請代金の額から差し引くことも下請代金の減額に該当しますが、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合であっても、親事業者が負担した実費の範囲を超えた額を当該手数料として差し引いて下請代金を支払うと、下請代金の減額に該当することになります。**

(中略)

ポイントは、**①発注前に書面で合意すること、②親事業者が負担した実費の範囲内での差引きに限る、の2点です。**

令和2年6月18日に勧告が行われた株式会社AAに対する件においては、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、AAが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から差し引いていたことが下請代金の減額に当たるとされました。

④ 登録制度の見直し（案）
と手続の柔軟化

適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し（案）

【見直し案】

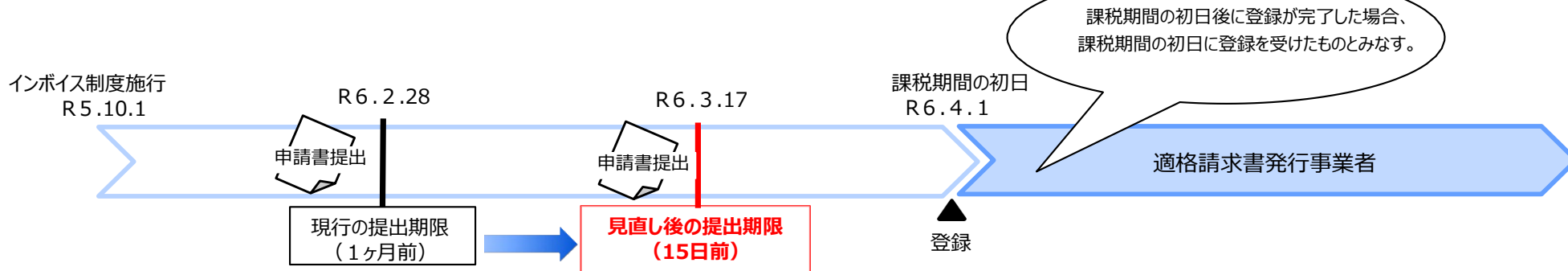
○免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。

※登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行う。

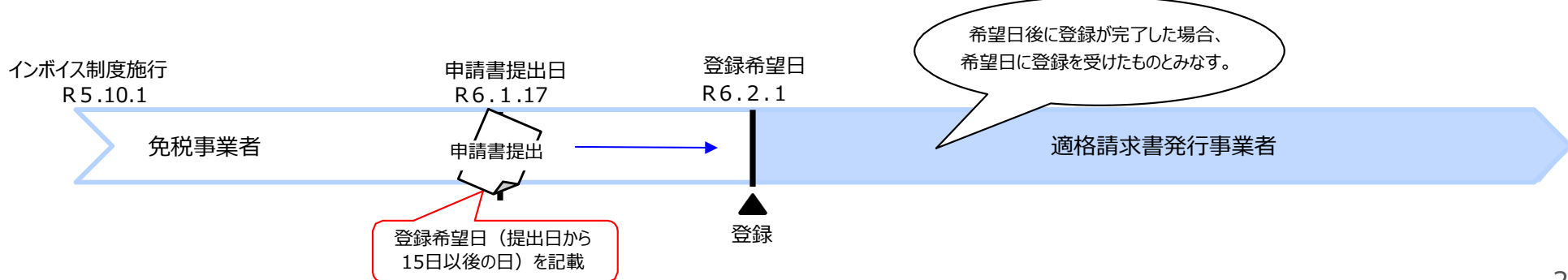
○令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15日後の日）を記載するものとする。

○また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（例：3月決算法人）



② 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合



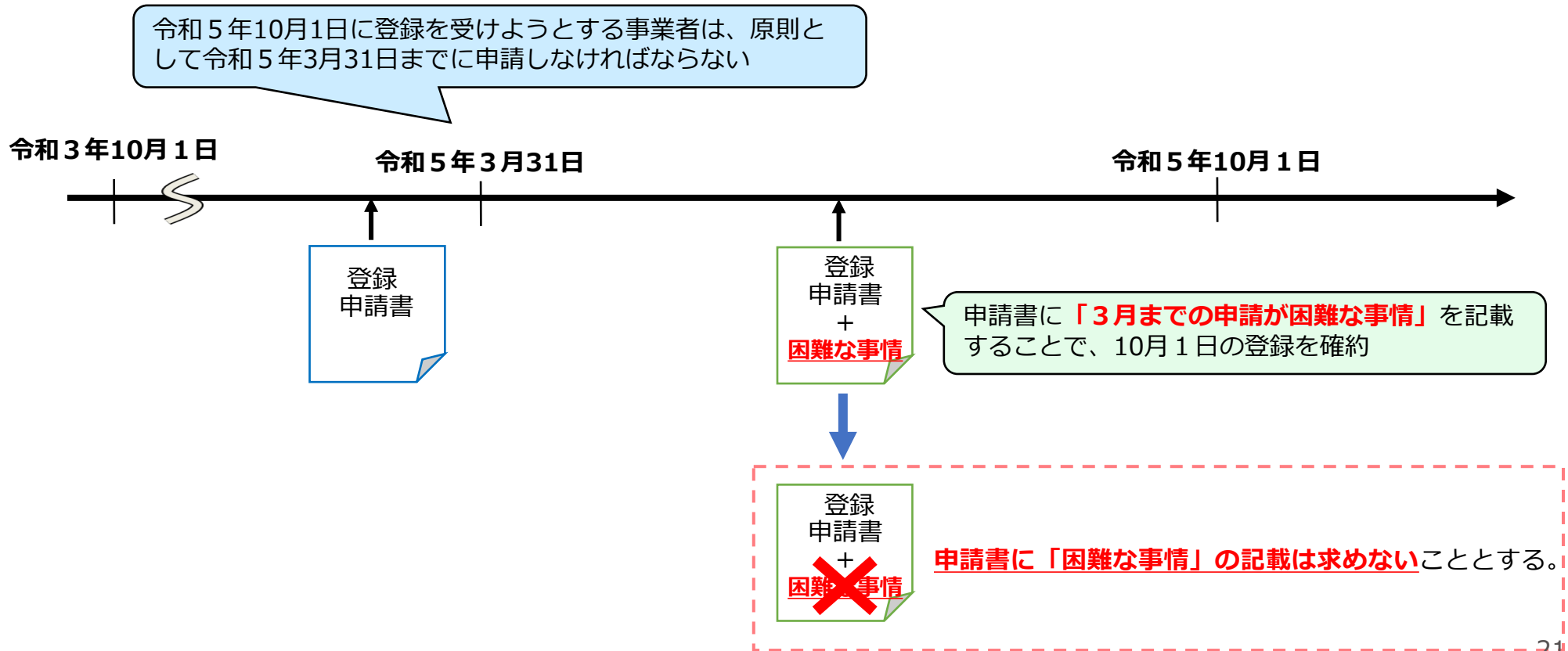
登録申請手続の柔軟化

(現行)

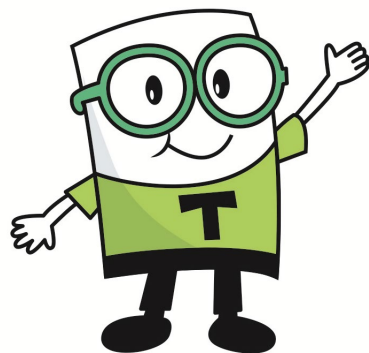
- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

(柔軟な対応)

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることはせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととする。



本日のご説明の内容は、
財務省HPからもご覧いただけます。



詳しくはコチラ

財務省 インボイス



財務省
特設サイト



よくある質問
とその回答

電子帳簿等保存制度について

財務省主税局

電子帳簿等保存制度について

帳簿等

① 自己が電子的に作成した帳簿や書類*

*決算関係書類や、取引先へ書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子データのまま保存できます（電子帳簿等保存）

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、見読可能装置の備付け等の最低限の要件を充足すれば、原本である電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、帳簿等の印刷は不要です。



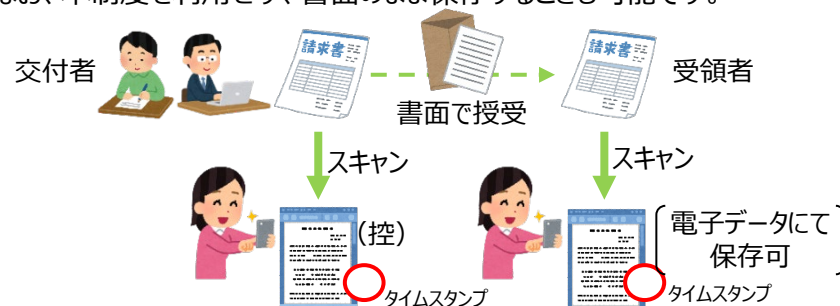
スキャナ

② 取引先から書面で受領した請求書・領収書

取引先へ 書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子データ化して保存できます（スキャナ保存）

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、一定の要件を充足すれば、スマホやスキャナ等で読み取った電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、原本である書面を廃棄できます。
- なお、本制度を利用せず、書面のまま保存することも可能です。



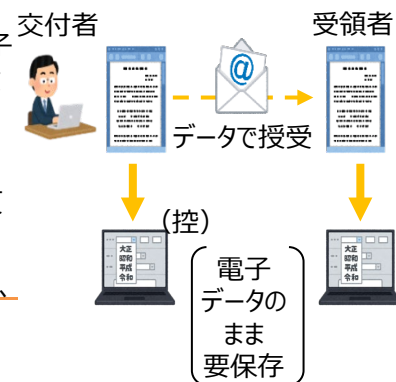
電子取引

③ 取引先から電子データで受領した請求書・領収書

取引先へ 電子データで交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子取引に該当し、電子データのまま保存が必要です

- 電子帳簿保存法において、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、電子取引（請求書・領収書等の 授受を電子データで行う取引をいいます。）を行った場合の電子データ（原本）を保存要件に従って保存する義務が定められています。なお、電子データを印刷する行為自体を禁止するものではありません。
- 令和4年度税制改正において、2年間の経過措置が設けられており、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子取引データをプリントアウトし、税務調査等の際に提示・提出の求めに応じることとしていけば差し支えないこととされました。
- ただし、現行の経過措置は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止され、令和6年1月1日以後は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存をすることができなかつたことにつき相当の理由のある事業者については、従前行われていた出力書面の提示・提出の求め及びそのデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことにより、検索機能の確保などの保存要件は不要になります（令和5年度改正案）。



■ 制度の詳細については、国税庁ウェブサイト掲載の資料等をご覧ください。

電子帳簿等保存制度特設サイト：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度の見直し①（令和5年度改正案）

1 電子取引データの保存制度の見直し

電子取引

【現 行】

- 申告所得税・法人税に係る保存義務者は、電子取引（請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引）の取引情報（請求書・領収書等）を、保存要件に従って電磁的記録（電子取引データ）のまま保存しなければならない。（令和3年度改正）

（注）改正前は、電子取引データを出力することにより作成した書面等の保存をもって、その電子取引データの保存に代えることが可能。

- 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データについては、保存要件に従って保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることをもって、その電子取引データの保存に代えることができる（2年間の経過措置）。（令和4年度改正）

（※）電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存要件

1. 改ざん防止の要件

以下の①～④のいずれかを満たす必要

- ① タイムスタンプが付与されたデータを受け取る。
- ② 保存するデータにタイムスタンプを付与する。
- ③ データの授受と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。
- ④ 正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



2. 左記以外の要件

以下の全てを満たす必要

- ① 見読可能装置の備付け
- ② システムの概要書の備付け
- ③ 検索機能の確保

【見直し案①】システム対応が間に合わなかった事業者等への対応（新たな猶予措置）

- 現行の経過措置（令和4年度改正で整備）は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止。
- 保存要件に従って電子取引データの保存ができなかったことについて相当の理由があると認める場合（事前手続不要）には、従前行われていた出力書面の提示・提出の求めに応じることに加え、その電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要としてその電子取引データの保存を可能とする（新たな猶予措置）。

※ 令和6年1月1日以後に行う電子取引データについて適用される。

2 電子取引データの保存に係る検索機能の確保の要件の見直し

原則：現行の検索機能の確保の要件

①～③の条件を全て満たす形で検索機能の確保の要件を充足することが必要

- 条件①：取引等の「日付・金額・取引先」で検索ができる
- 条件②：「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる
- 条件③：「日付・金額・取引先」を組み合わせで検索ができる

例外1

電子取引データの保存については、一定の要件のもと以下の方法でも可

- (1) 規則的なファイル名を付す方法
- (2) 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

(規則性を有したファイル名の例)

- 20210131_110000_(株)露商店.pdf
- 20210210_330000_国税工務店(株).msg
- 20210228_330000_国税工務店(株).pdf
- 20211217_220000_(株)露商店.msg

(索引簿の例)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株露商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店株	注文書
3	20210228	330000	国税工務店株	領収書
...
49	20211217	220000	株露商店	請求書
50	20211227	550000	国税工務店株	領収書

例外2

保存データについて、「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、条件②③（範囲指定、組み合わせでの検索）は不要

例外3

以下のいずれも満たす場合には、検索機能の確保の要件自体を満たすことが不要

- 「ダウンロードの求め」に応じること
- 2年前（2期前）の売上高（売上高基準）が1,000万円以下

【見直し案②】保存要件に従って保存する場合の検索機能の確保の要件の見直し

イ 電子取引データのダウンロードの求めに応じることが前提に、全ての検索機能の確保の要件が不要となる上記“例外3”の売上高基準を「5,000万円以下」に引き上げる。

ロ 電子取引データを出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日や取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしているときは、検索機能の確保の要件を充足しているものとする（上記の条件①～③の検索要件の確保を不要とする）。

(注) 上記“条件①”の記録項目について、運用上、取扱いの柔軟化を図る。

(参考) 見直し後の電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引データ)の保存方法のイメージ

	対 象	検索機能の確保の要件	その他の要件
保存方法(その1)	制限なし(原則)	<u>必 要</u> ※4ページの見直し案②(注)を適用	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) 見読可能装置の備付け等の要件
保存方法(その2) (見直し案①) ※3ページ参照	新たな猶予措置適用者	<u>不 要</u>	<ul style="list-style-type: none"> 出力書面の提示・提出の求めに応じる ダウンロードの求めに応じる
保存方法(その3) (見直し案②イ) ※4ページ参照	売上高が「5千万円以下」の事業者	<u>不 要</u>	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) 見読可能装置の備付け等の要件 ダウンロードの求めに応じる
保存方法(その4) (見直し案②ロ) ※4ページ参照	制限なし	<u>不 要</u>	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) 見読可能装置の備付け等の要件 出力書面(日付等ごとに整理必要)の提示・提出の求めに応じる ダウンロードの求めに応じる

平成27年度改正の概要

- 対象書類を「3万円以上の契約書及び領収書」に拡大
- スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。

平成28年度改正の概要

- 社外においてスマホ等により領収書等を記録する場合の手続を追加

令和元年度（平成31年度）改正の概要

- 新たに業務を開始した個人の承認申請期限の特例（新たに業務を開始した日から2月内）の整備
- 過去分の領収書等について、一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

- ・ 対象書類の拡大
- ・ 要件の緩和
- ・ 申請手続の簡素化・柔軟化

スキャナ保存の使いやすさが向上

令和3年度改正の概要

- 税務署長による事前承認制度の廃止
- 保存要件の緩和・廃止
 - ・ タイムスタンプ付与までの期間を最長約2ヶ月以内に統一
 - ・ 国税関係書類への自署を不要化
 - ・ 訂正・削除履歴の残るクラウド等に最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化
 - ・ 検索要件の簡素化
 - ・ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）を廃止
- 電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重

- ・ 事前手続から事後確認へ
- ・ 最低限の事後検証機能を確保しつつ、要件を大幅緩和
- ・ 電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を整備

原本の確保



情報の確保

【スキャナ保存制度の概要】

- 決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、以下の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。

主な要件

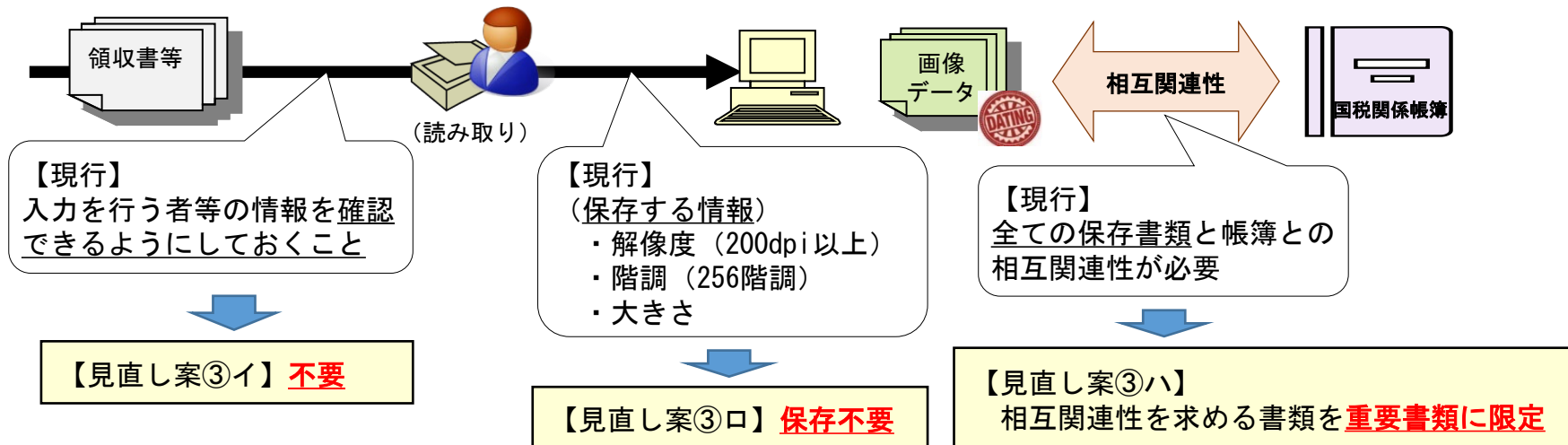
- ・入力期間の制限
- ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読み取り
- ・タイムスタンプ付与
- ・バージョン管理（訂正・削除履歴の確保）
- ・**入力者等情報の確認**
- ・**読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存**
- ・**帳簿との相互関連性**
- ・検索機能の確保

【見直し案③】スキャナ保存制度の見直し（要件の緩和）

- イ 国税関係書類に係る記録事項の入力（読み取り）を行う者等の**情報を確認できるようにしておくことを不要**とする。
- ロ 国税関係書類をスキャナで読み取った際の**情報（解像度・階調・大きさ）の保存を不要**とする。
- ハ 帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類を、**『重要書類』（注）に限定**する。

（注）重要書類 = 資金や物の移動に直結・連動する書類（例：契約書、領収書、納品書、請求書など）
 一般書類 = 重要書類以外の書類（例：見積書、注文書、検収書など）

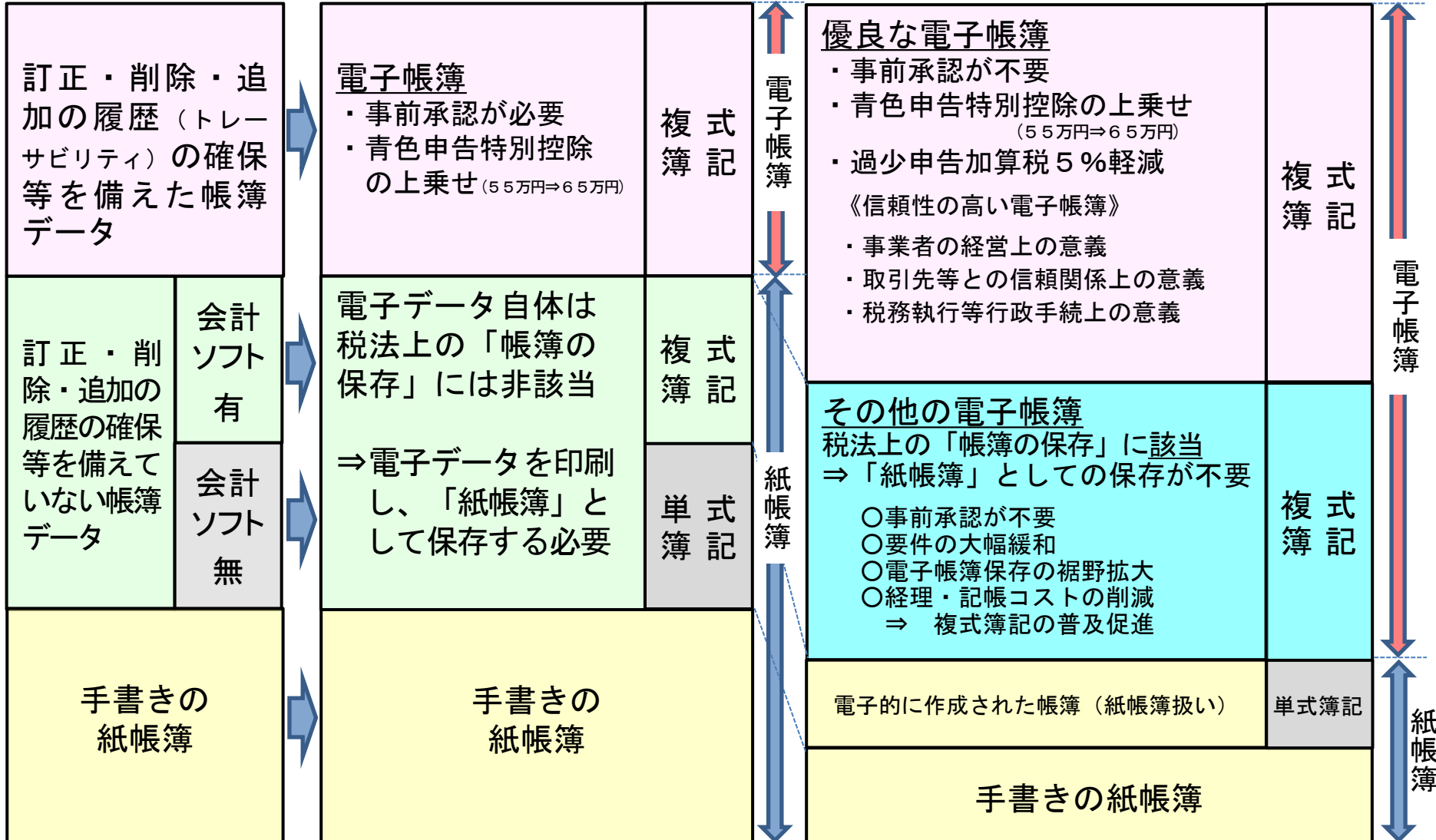
【参考】見直し後のスキャナ保存制度のイメージ



帳簿の作成方法

令和3年度改正前

令和3年度改正後



過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について

優良な電子帳簿保存制度の基本的な考え方

- 記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い優良な電子帳簿の要件^(注)を満たして保存等が行われている電子帳簿（優良な電子帳簿）については、いわば経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえるため、他の最低限の要件のみを満たす電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていく必要がある。

(注) 上記の「優良な電子帳簿の要件」とは、訂正・削除・追加の履歴（トレーサビリティ）の確保の要件、各帳簿間の相互関連性の確保の要件、検索機能の確保の要件をいう。

- そのため、上記の「優良な電子帳簿」については、**インセンティブにより差別化（過少申告加算税を5%軽減）**が図られている。

優良な電子帳簿に係る加算税の軽減措置（所得税・法人税）

- 仕訳帳・総勘定元帳・その他必要な帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして保存等がされた場合において、これらの帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度。
- 過少申告加算税の軽減措置を受けるためには、あらかじめ、過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨を記載した届出書を提出していただく必要がある。

※ その過少申告加算税の納税義務の成立の時期である法定申告期限までに届出書の提出があれば、あらかじめ提出があったものと取り扱われる。

(参考) 軽減措置適用後の過少申告加算税の割合

区分	現行の割合	軽減措置適用後
調査通知後	5%	0%
原則(更正予知後)	10%	5%
加重分(期限内申告税額等を超える部分)	15%	10%
重加算税(過少申告加算税)	35%	35%(適用なし)

【現 行】

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲については「**仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（全て）**」とされている（所得税・法人税）。

※「その他必要な帳簿」については、法令に基づき一定の取引に関する事項を記載しなければならないとされている。



【見直し案④】過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲の合理化・明確化

「その他必要な帳簿（全て）」については、申告（課税所得）に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするかどうかといった観点から、**以下の記載事項に係るもの（補助帳簿）に限る**こととする。

○優良な電子帳簿に位置づけられる「その他必要な帳簿」の取引に関する記載事項（法人税の場合）

記載事項	帳簿の具体例
売上げ(加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。)その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費(賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。)に関する事項	仕入帳、経費帳(賃金台帳を除く。)
売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	売掛帳
買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	買掛帳
手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項(当座預金を除く。)	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項	有価証券受払い簿(法人税のみ)
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

(注1) 優良な電子帳簿に位置づけられない「その他必要な帳簿」の取引に関する記載事項の例：現金の出納に関する事項（現金出納帳）、当座預金の預入れ及び引出しに関する事項（当座預金出納帳）、上記以外の資産に関する事項（上記以外の資産台帳）

(注2) 所得税の場合は、費用（経費）に関する事項のうち、雇人費、青色専従者給与額及び福利厚生費（賃金台帳）も優良な電子帳簿の対象とする。

(注3) 上記とあわせて、対象帳簿の範囲を明確化するための運用上の措置を講ずる。